

平成 24 年第2回まんのう町議会定例会議録(第1号)

平成24年6月20日 開 議 午前9時30分

大岡議長

おはようございます。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回まんのう町議会定例会を開会いたします。
招集者であります、町長の御挨拶をお願いします。

栗田町長

町長 栗田隆義君。
皆さん、おはようございます。
本日は平成24年第2回まんのう町定例会を招集いたしましたところ、公私共に御多忙の中、御参集をいただきましてありがとうございます。
また、昨日接近しました台風4号も、まんのう町にはほとんど被害もなく、ほっと安心をいたしておるところでございます。
また先般、6月15日には、まんのう池のゆる抜きが盛大に行われ、讃岐平野の田植えが一斉に始まりました。
本日上程いたしておりますのは、議案9件でございます。慎重審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

大岡議長

直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

青野議会
事務局長

事務局長 青野進君。
それでは、御報告申し上げます。
初めに、町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案9件を受理いたしました。
次に、組合議会関係について、平成24年2月24日、平成24年中讃広域行政事務組合議会2月定例会が開催され、議案第1号 平成23年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算第3号ほか12件が審議されております。
平成24年2月24日、平成24年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、議案第1号 平成24年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算ほか6件の審議がされております。

日程第 1	青野議会 事務局長	平成 2 4 年 3 月 2 3 日、平成 2 4 年第 1 回仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、議案第 1 号 平成 2 3 年度仲多度南部消防組合一般会計補正予算第 2 号のほか 3 件が審議されております。 平成 2 4 年 3 月 2 4 日、香川県中部広域競艇事業組合議会 3 月定例会が開催され、議案第 1 号 専決処分の承認について、香川県市町総合事務組合同規約の一部改正について、ほか 2 件の審議がされております。 平成 2 4 年 5 月 2 5 日、平成 2 4 年中讃広域行政事務組合議会 5 月定例会が開催され、議案第 1 号 平成 2 4 年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算第 1 号のほか 4 件が審議されております。 次に監査関係ですが、まんのう町監査委員より、平成 2 4 年 1 月分から 2 4 年 4 月分の一般会計収支、各特別会計収支及び水道事業会計収支の出納検査の報告が参っております。 次に、町長より、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、報告第 1 号として、平成 2 3 年度まんのう町繰越明許費繰越計算書の報告、次に、町長より、地方自治法施行令第 1 5 0 条第 3 項の規定により、報告第 2 号として、平成 2 3 年度まんのう町事故繰越し繰越計算書の報告、また地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、報告第 3 号として、まんのう町土地開発公社の経営状況に関する書類、報告第 4 号として、財団法人ことなみ振興公社の経営状況に関する書類、報告第 5 号として、有限会社仲南振興公社の経営状況に関する書類の提出がありましたので、お手元に配付してある書類をもって、報告にかえさせていただきます。 次に研修関係ですが、平成 2 4 年 6 月 4 日から 5 日、平成 2 4 年度まんのう町議会議員研修で岩手県陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、宮古市に東日本大震災の教訓を、1. 本町の防災対策に生かすため、2. 東南海・南海地震を視野に入れた防災に強いまちづくりに生かすための研修を行いました。以上で議会報告を終わります。
	大岡議長	議会報告を終わります。 日程第 1 本日の議事日程等について 議会運営委員会の報告を願います。 議会運営委員長 藤田昌大君。
	藤田議会 運営委員長	おはようございます。先般の臨時議会で、新しく議運の委員長になりました藤田です。 議運の委員長でありますので、議会が開かれた議会にするように、極力、皆さんと共にですね、議論をしていきながら、例えば日曜議会の開催とか、委員長報告の全員配布とか、そういったように極力努力しておりますけれども、議運の委員会で決まったことを報告いたしますので、皆さんの今後とも御協力よろしく願いして、ただいまから 6 月議会の委員長報告を行いたいと思いま

	藤田議会 運営委員長	す。よろしくお願いします。議会運営委員会の6月定例会運営に関する報告を申し上げます。 去る6月14日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員6名が出席いたしまして、6月定例会の運営について慎重に審議いたしました。 また、5月28日の議会運営委員会での音声告知放送による議会中継については、定例会、臨時会の本会議の中継、アナウンスを入れての生中継、録音して編集し、土・日に放送することを基本に協議いたしましたが、協議がまとまらず、結果として、音声告知放送を9月議会に向けての準備とし、先進地調査を行うこととなりました。 6月15日、岡山県吉備中央町の音声告知放送による議会中継の調査を行いました。内容的には、ケーブルテレビによる録画放送を行っているので、告知放送は生放送のみであり、録音しての再放送は行っていないとのことでありました。また、アナウンスについては、議会事務局職員による、議会開会、休憩、閉会のみであり、状況等、一般質問議員及び答弁者の紹介等については行っていないとのことでありました。 それでは、お手元に配布されております議事日程第1号について、説明を申し上げます。 <table border="0"> <tr> <td>日程第1</td><td>議会運営委員会報告</td><td>議会運営委員長</td></tr> <tr> <td>日程第2</td><td>会議録署名議員の指名</td><td></td></tr> <tr> <td>日程第3</td><td>会期の決定</td><td>【本日より6月29日までの10日間】</td></tr> <tr> <td>日程第4</td><td>町政報告</td><td></td></tr> <tr> <td>日程第5</td><td>所管事務調査の委員長報告</td><td>教育民生常任委員長</td></tr> <tr> <td>日程第6</td><td>所管事務調査の委員長報告</td><td>建設経済常任委員長</td></tr> <tr> <td>日程第7</td><td>所管事務調査の委員長報告</td><td>総務常任委員長</td></tr> <tr> <td>日程第8</td><td>政策充実特別委員会の委員長報告</td><td>政策充実特別委員長</td></tr> <tr> <td>日程第9</td><td>満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告</td><td>満濃中学校改築調査特別委員長</td></tr> <tr> <td>日程第10</td><td>議案第1号 まんのう町防災会議条例の一部改正について</td><td>【即決】</td></tr> <tr> <td>日程第11</td><td>議案第2号 まんのう町個人情報保護条例の一部改正について</td><td>【即決】</td></tr> <tr> <td>日程第12</td><td>議案第3号 まんのう町税条例の一部改正について</td><td>【即決】</td></tr> <tr> <td>日程第13</td><td>議案第4号 まんのう町印鑑条例の一部改正について</td><td>【即決】</td></tr> <tr> <td>日程第14</td><td>議案第5号 まんのう町課設置条例等の一部改正について</td><td>【即決】</td></tr> </table>	日程第1	議会運営委員会報告	議会運営委員長	日程第2	会議録署名議員の指名		日程第3	会期の決定	【本日より6月29日までの10日間】	日程第4	町政報告		日程第5	所管事務調査の委員長報告	教育民生常任委員長	日程第6	所管事務調査の委員長報告	建設経済常任委員長	日程第7	所管事務調査の委員長報告	総務常任委員長	日程第8	政策充実特別委員会の委員長報告	政策充実特別委員長	日程第9	満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告	満濃中学校改築調査特別委員長	日程第10	議案第1号 まんのう町防災会議条例の一部改正について	【即決】	日程第11	議案第2号 まんのう町個人情報保護条例の一部改正について	【即決】	日程第12	議案第3号 まんのう町税条例の一部改正について	【即決】	日程第13	議案第4号 まんのう町印鑑条例の一部改正について	【即決】	日程第14	議案第5号 まんのう町課設置条例等の一部改正について	【即決】
日程第1	議会運営委員会報告	議会運営委員長																																										
日程第2	会議録署名議員の指名																																											
日程第3	会期の決定	【本日より6月29日までの10日間】																																										
日程第4	町政報告																																											
日程第5	所管事務調査の委員長報告	教育民生常任委員長																																										
日程第6	所管事務調査の委員長報告	建設経済常任委員長																																										
日程第7	所管事務調査の委員長報告	総務常任委員長																																										
日程第8	政策充実特別委員会の委員長報告	政策充実特別委員長																																										
日程第9	満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告	満濃中学校改築調査特別委員長																																										
日程第10	議案第1号 まんのう町防災会議条例の一部改正について	【即決】																																										
日程第11	議案第2号 まんのう町個人情報保護条例の一部改正について	【即決】																																										
日程第12	議案第3号 まんのう町税条例の一部改正について	【即決】																																										
日程第13	議案第4号 まんのう町印鑑条例の一部改正について	【即決】																																										
日程第14	議案第5号 まんのう町課設置条例等の一部改正について	【即決】																																										

	藤田議会 運営委員長	日程第15 議案第6号 まんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	【即決】
		日程第16 議案第7号 まんのう町公共下水道条例の一部改正について	【即決】
		日程第17 議案第8号 まんのう町土地開発公社定款の一部改正について	【即決】
		日程第18 議案第9号 平成24年度まんのう町一般会計	
		失礼しました日程17については削除いたしますので、ご了解願います。	
		日程第18 議案第9号 平成24年度まんのう町一般会計補正予算案第1号	
		事務局の手違いだそうです。すみません。	
		日程第17 議案第8号 まんのう町総合計画審議会条例の一部改正について	【即決】
		日程第18 議案第9号 平成24年度まんのう町一般会計補正予算案第1号	【総務常任委員会 付+++託】
		一般質問は、6月21日、明日の本会議にて行います。	
	大岡議長	以上の日程で、意見の一致を見、午前11時23分、委員会を閉会いたしました。以上であります。	
		これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。	
		ただいまの委員長の報告に対する質疑はありませんか。	
	田岡議員	2番 田岡秀俊君。	
		冒頭にですけれども、開かれた議会への取り組みの一環として、土日とか夜間の議会も検討されたということですので、そのあたりをどういう話合いがなされたのか、もう少し詳しくお聞かせいただけたらと思います。お願いします。	
	大岡議長	10番 藤田昌大君。	
	藤田議会 運営委員長	田岡議員さんの質問にちょっとお答えしますが、一応、努力はしてます。そして、全員協議会の中で提案したですね、今回特に議運の中で申し入れたのは、音声告知放送をですね、生放送で流そうということがありましたので、企画、総務課と相談していきながら、するんやったら土・日の再放送までが適当でないかということで、相談しながらですね、テレビ等、インターネットについては次回に先送りということになりましたので、そういうことをやろうということで、せめてやるんやったら、生放送と録画放送をやろうということを議論いたしました。そういったところ、残念ながら委員会の中では生放送以外必要ないという意見に、委員の意見でそうになりましたので、残念ながら私が考えている録画放送にはならなんだということです。	
		(土・日、夜間は。)	
		土日、夜間の議会は、あの時に、全員協議会で、もうまだ先送りということになりましたので、この委員会の中では質疑はして	

日程第 2	藤田委員長 大岡議長	おりません。ただ、委員長の方向としては、来年の 6 月議会までにはせめて土・日にですね、開催して開かれた方向に行きたいと そういう議論はこの 1 年かけてはやりたいとは思っております。以上です。 他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 10 番 藤田昌大君、11 番 三好勝利君を指名いたしま す。
日程第 3		日程第 3 会期の決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。 本定例会の会期は、本日から 6 月 29 日までの 10 日間といたしたいと思います。 これに、御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、会期は 10 日間と決しました。
日程第 4	栗田町長	日程第 4 町政報告を行います。 町長 栗田隆義君。 それでは、3 月議会以降の町政報告をさせていただきます。 本年は春先から少雨状態が続いていましたが、町内の各ため池は、ほぼ 100 % となっております。また、満濃池においては、 91 % 程度でしたが、無事ゆる抜き神事が取り行われ、中讃地域において初夏の風物詩である田植えが本格的に始まったところで ございます。今後、水を多く使用する夏場を迎え、上水道も含めて節水に心がけていただけるようお願いを申し上げます。 次に、本年も 5 月 20 日の吉野地区を皮切りに、6 月 3 日の仲南地区までの 7 か所で町政懇談会を開催いたしました。今回で 6 回目ということで、事前の質問や懇談会運営はスムーズに進行することができ、住民対話が安定してきた感を強く感じております。

	栗田町長	また、大局的な御意見、御要望をお聞かせいただいたことは町政運営にとって大変有意義なものでございました。 続きまして、地域公共交通会議関係における、あいあいタクシーの２３年度実績は１０，５０５名で、１日あたりでは４３名ほどがご利用いただいていることになっております。２２年度と対比しますと１，４００名ほど減少しているようになっていますが、これは琴南地区から満濃地区への乗り継ぎ客を二重計上していたことが主な原因でございます。今後も交通弱者の足となり、喜んでいただける公共交通となるよう、更なる検討・検証を重ねていく所存でございます。 次に、健康増進関係では、昨年７月から交付金事業で実施しています無料の高齢者用肺炎球菌ワクチン接種がこの６月末でひとまず、終了とさせていただきます。４月末までの接種者数は４，９１４名で、６０歳以上の該当者の５９．４％が御利用いただいたこととなっておりますが、まだ未接種の方も多いため音声告知放送でしっかりと最後まで周知を徹底したいと考えております。 福祉保険関係では、障害者自立支援給付を巡る裁判が５月３０日に開始されました。裁判の主な争点としては、難病の重篤な知的障害者が、個人の意思確認が不明な状態で親と離れてアパートで介護士と同居生活を行うことについて、自立と言えるのか。また、家事援助給付の６５時間決定は裁量権の乱用か。そして、肉親としての扶養義務の概念とはいかなるものかを問うものであります。今後は次回の裁判に備えてしっかりと準備を進めてまいる所存でございます。 次に、県下の第５期介護保険計画が公表され、本町は県下で７番目で、香川県平均より安価となっておりますが、施設入所割合が高いため気が抜けない状況であり、今後も介護予防施策を精力的に取り組んでまいります。 本年の敬老会は各地区においてそれぞれの特色を活かし、自主的に開催されることとなった訳ですが、初めての試みでもあるため、地域住民には期待と不安が交錯しているのが現状であります。行政としても、後方支援をしっかりと行い、お年寄りに喜んでいただきながら地域の結びつきがより一層深まることを期待するものであります。 次に、防災についてでございます。昨年の３月１１日の東日本大震災発生と今年の３月末に内閣府より発表されました、南海トラフの巨大地震モデル検討会における震度分布及び津波高の推計が公表されたことから、住民には災害への危機意識の高まりが強く感じられるようになりました。 これらのことから、積極的な防災意識の向上を図るため、本町では、本年４月から自主防災組織の育成推進事業を策定いたしました。これは、災害時において、まず一番は自分の命は自分で守る自助の大切さと、地域の中で連携してお互いを助け合う協力の重要性を理解していただくためであり、自主防災組織を設立していただければ、資機材や訓練啓発費用の助成を行なうものであります。多くの地域から組織設立要望が出てくることを期待するところでございます。 続きまして、交通安全関係でございます。交通安全につきましては、各種団体等による様々な交通安全施策にご尽力をいただい
--	------	--

	栗田町長	たことが功を奏し、昨年同期で発生件数、傷者数共に減少しており、特に交通死亡者数では、3人から0人と大変喜ばしい状況でございますが、これからも気を緩めず各種団体、警察と連携を密にしながら、悲惨な事故撲滅への啓発活動を改めて強く推進していくところでございます。 次に、建設土地改良関係では、本年度から2期目となる中山間地区総合整備事業、満濃地区に着手いたしましたので、住民の皆様には事業推進に御理解と御協力をお願い申し上げます。 また、10万トン以上のため池のハザードマップ作成においては、昨年の3か所に引き続いて、本年も3か所実施予定であります。また、大変関心の高い満濃池のハザードマップ作成では本町が事業主体となり、本年度中の整備を行うことで、少しでも早く住民の皆様に、もしもの時の避難経路の確認が可能にしたいと考えております。 次に、産業経済関係では、4月29日に国営讃岐まんのう公園において、春らんまんフェスタ・まんのうの日を開催いたしました。当日は快晴で13,181人と多くの来場者を迎え、まんのう町の良さをしっかりアピールできたと思っております。5月13日には春の商工振興の一環として、好評の中のプレミアム商品券を2,000万円分発行したところでございます。金額的に小額であったことも手伝って、午前中で売り切れたところでございます。秋には再度増額の上、商工業者の活性化と住民に喜んでいただけるようプレミアム商品券発行を実施する予定でございます。 地籍調査関係では、今年から最後の長炭地区の現地調査に入っていくこととなります。計画では、あと12年で全て終了の予定ですが、できうれば1年でも早く完了するよう頑張っていきたいと考えております。 学校教育関係では、本年度の小・中学校の新入学生は、小学生141名、中学生130名でございました。保育所、幼稚園の入所・入園状況を見ても多少の増減はありますが、今後も暫くは150名前後で推移するものと考えており、更なる定住促進施策を検討しながら、人口減少を少しでも緩和できればと思います。 次に、PFI事業における満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業では、4月11日に起工式が行われ、本格的に建設がスタートいたしました。来年の今頃には、全ての文教施設が完成し、生徒だけでなく、等しく住民の皆様に喜んでいただける環境が整備できるものと期待をいたしておるところでございますが、全国に例を見ない新しい取り組みのため、細部に至ってはまだまだ事業者であるSPCと調整が必要であります。今後も問題点と課題を克服しながら限りある予算の中、最大限の効果が出るよう知恵を絞り、本町の特色を活かした魅力のある、住みたい、住み続けたい町と思っていただけるよう最善を尽くしますので、議員の皆様方におかれても、更なる御提言とお力添えをいただきますよう、お願いを申し上げます。 以上、簡単ではございますが、3月定例議会以降の町政の一端をご報告いたしました。
--	------	--

日程第 5	栗田町長	新年度が始まり厳しい財政状況ではございますが、住民本位の政策を真摯に実行してまいりますので、今後とも議員各位におかれましては御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。 なお、各課の町政報告につきましては、お手元に御配布させていただいておりますので、お目通しをお願いいたしたいと思います。
	大岡議長	町政報告を終わります。 日程第 5 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。 教育民生常任委員長 高木堅君。
	高木教育 民生常任 委員長	それでは、ただいまから教育民生常任委員会の報告をしたらと思います。 去る 6 月 8 日、午前 9 時 3 0 分より第 1 委員会室において、委員 5 名、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員出席により、教育民生常任委員会を開催いたしましたわけでございます。議題につきましては、所管事務調査について、その他でございます。 町長の挨拶の後に、町内 6 小学校区通学道路の交通危険箇所の現地調査を行いました。 その後、琴南支所長より内科、歯科診療所の診療状況の報告があり、歯科診療につきましては、毎年、受診者・診療報酬とともに減少傾向にあるため、歯科診療所のあり方検討委員会を設置し、今後の方向性を協議していきますとの報告でございます。 また、内科診療につきましては、新任医師による積極的なジェネリック医薬品への切り替えや患者の病状に合わせた必要最小限の検査を行うなど、経営努力により 4 月期の段階で 1 人当たりの診療報酬は、前年同期の約半額となっており、住民のことを第一に考える僻地診療所のあるべき姿になってきているのではないかと報告がございました。 委員より、内科医師の交代により、診療報酬が減少したとのことについて、来月期からも継続して減少していくと考えているのかとの質疑があり、執行部より医師と十分に話し合いを行っており、医療費の節約に診療所としても、貢献していきたいとの説明がございました。 次に、住民生活課長より、行事報告、人口世帯数、住民異動届受付件数、戸籍・住民票等の発行状況、夜間窓口受付件数、塵芥処理事業、野犬保護件数及び犬猫の補助金、火葬事業、し尿処理事業、資源ごみ収集実績、不法投棄処理件数、浄化槽設置整備事業についての説明がありました。 委員より、住宅用太陽光発電システム設置費の補助事業についての執行について質疑があり、執行部より、年度初めの 1 か月間

	高木教育 民生常任 委員長	で年間予定件数の４０件の申請があったため、予算限度額に達し、その後の申請受付が事務ができなくなった旨の説明があり、委員より、予算不足を理由に公平な住民サービスが行われておらず、継続性のある事業展開をしなければいけないのではないかとの意見がありました。執行部より、予算の補正等についての前向きに検討していますとの回答でございます。 また、委員より、申請・相談等の窓口業務時のプライバシーの保護について意見があり、執行部より、窓口に仕切りを立てる等の改善策を検討していきますとの回答がありました。 次に、福祉保険課長より、障害者自立支援給付を巡る裁判、第５期介護保険計画、敬老会の進捗、新児童手当の給付、医療の保険証ケース配布等について説明がありました。 介護保険料は、伸び率は県下最低で、高い方から県内で７番目となったわけですが、計画の達成のために相当な運用努力が必要であると。 敬老会は、６か所の実行委員会が立ち上がり、琴南も間もなく編成の見込みである。一挙に立派なものを目指さず、地域がこぞってお祝いする運用を目指すとの説明でございます 裁判への方針は次のとおり、説明があったわけでございます。 １．当人の最適介護計画を見出し、担う体制を組み上げる。 ２．介護事業者と親の不公正さへの疑念を解消する。 ３．親としての常識的な水準の扶養義務についての履行を求める。 ４．住民への説明責任を果たし、監査請求と訴訟の懸念を払拭する。 ５．公的負担を穏当にする。 委員より、障害者自立支援給付を巡る裁判について、町の負担状況についての質問があり、執行部より、給付年額が１，９６０万円に上り、概ね２５％が町負担であることの説明がありました。委員より、障害認定を受けている人達の間で、不公平なことが起きることのないよう十分留意し、住民の理解が得られるような常識的な給付決定となる裁判対応を求める意見がございました。 なお、先ほど町長の方から、町政報告の中で具体的な説明があった通りでございます。 また、国民健康保険は基金残高が減り、次年度の値上げの検討が避けられず、注意して今年度の推移を見守ることとなる、その説明がございました。 次に、健康増進課長より、事業報告、住民生活に光をそそぐ交付金事業、予防接種事業、特定検診受診者数、中讃圏域健康生きがい中核事業の状況、温泉バスの利用状況等について説明がありました。
--	------------------------------	---

	高木教育 民生常任 委員長	委員より、2回目以降の子宮頸がん予防ワクチン接種について質疑があり、執行部より、対象者ごとに接種状況は把握しているが、打ち忘れた人への通知等については難しいと考えているとの回答があり、委員より、3回接種しなければ効果がないため、ワクチン接種について、更なる啓発活動を行うよう意見がありました。 次に、学校教育課長より、主要行事、学校の通学路危険箇所について、町内児童・生徒・園児・入所児数についての報告がありました。 委員より、通学路の危険箇所について現地確認をしたところ、国道・県道の歩道で、通行できないほど急な勾配がついている箇所や歩道の真ん中に標識が建てられている箇所、見通しの悪いカーブに横断歩道があるなど、歩行者の安全が十分確保されているとは思えず、道路管理者に、即時対応を求める箇所があり、これら危険箇所に対し、最優先課題として整備を行うべきとの意見がございました。執行部より、学校から出された危険箇所を集約し、町交通担当課を通し、県道路管理部局・琴平警察署に提出し、改善を求めており、今回新たに御指摘いただいた箇所についても追加要望いたしますと。また、今後も関係機関と連携を取りながら安全確保に努めていきたいとの回答がございました。 次に、社会教育課長より、人権教育、社会体育、文化財、高齢者教育、女性教育、青少年教育、通学合宿、国際交流、文化振興、公民館等の行事と施設整備の説明がございました。 以上、所管事務調査を行い、午後5時20分に委員会を閉会しました。 以上で、教育民生常任委員会の報告に代えさせていただきます。終わります。 (本屋敷議員退席 午前10時5分) これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 15番 谷森哲雄君。 委員長にお尋ねいたしますが、中讃広域圏域の健康生きがい中核事業についての担当課の説明の中で、事業者数の推移とかについては報告がありましたか、お尋ねいたします。 14番 高木堅君。 推移等については、報告等はありません。 他に質疑はございませんか。 (本屋敷議員着席 午前10時8分) (「なし」の声あり。)
	大岡議長	
	谷森議員	
	大岡議長	
	高木委員長	
	大岡議長	

日程第 6	大岡議長 川原建設 経済常任 委員長	質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 日程第 6 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。 建設経済常任委員長 川原茂行君。 (高木議員退席 午前 10 時 10 分) 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。 去る 6 月 1 日、午前 9 時 30 分より、第 1 委員会室におきまして、委員 5 名、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員出席により建設経済常任委員会を開催いたしました。議題につきましては、所管事務調査、その他であります。 町長挨拶の後、現地調査をし、県営中讃南部地区佐岡農道、国営土器川右岸打越導水路改修事業、町道榎林・佐岡線道路改良工事、県営中山間城山地区ほ場整備地区、町道渕野 2 号線災害復旧工事、県営中山間渕野地区ほ場整備地区、県営中山間木戸川東地区農道整備、町道造田六地藏線改築工事、国営土器川沿岸天川導水路、小池新池地区災害復旧工事、照井地区取水予定地、光元地区ほ場整備内農道等の 12 か所の現場を確認いたしました。 その後、地籍調査課長より、本年度の地籍調査実施計画などについて説明があり、本年度は吉野地区の一部 1.02 平方 km と炭所西の一部 3.33 平方 km を調査するとの報告がございました。 委員より、筆界未定地についての質疑があり、執行部より、地権者・地元協力員による協議の場を設け、筆界確定に向け鋭意努力をしているとの説明があり、委員より、今後もできるだけ筆界未定地をつくらないようにとの意見がございました。 次に、産業経済課長より、農業委員会定例会等の開催状況の報告、農業振興関係として、まんのう町地域農業再生協議会の開催、人・農地プラン青年就農給付金事業、生産調整対策事業、アユ 2,800 匹の放流などについて、商工観光関係として就農相談会、春らんまんフェスタ、プレミアム商品券の発行、買い物支援モデル事業連絡会議、かりん会館、かりん亭、かりんの丘公園についての各実施・利用状況などについて説明がありました。 委員より、かがわ農業経営者組織ネットワークから脱会することについて質疑があり、執行部より、財政的理由により脱会すると総会で決した旨の説明があり、この脱会に伴うサービスの低下はないとの報告がございました。 また、委員より、農業委員会について、農業振興のために前向きな議論や活動は行われているのかとの質問に対し、執行部より、耕作放棄地の巡回パトロールを行っていることや、農業振興について委員から活発な意見や要望が出ているとの報告を受けまし
--------------	--	--

	川原建設 経済常任 委員長	た。 また、委員より、農業の法人化や共同化、インターネットを使つての販売など、新たな試みについて取り組んでいるかとの質問に対し、執行部より、すでに数団体は法人化されていることや、商品開発についても仲南地区で積極的に取り組んでいるとの説明がありましたが、インターネット販売については把握していないとの報告でございました。 また、委員より、農業委員について、女性委員の登用について質問があり、執行部より、女性委員の選出について、各議員・農業委員宛てに文書で周知しているとの報告がありました。また、委員より、他市町女性委員について質問があり、執行部より、対象となる女性が少数であるのと、部会制をとってないことから、女性の登用が進んでいないのではないかと回答がありました。 また、委員より、アユの放流について、その目的と費用について質疑があり、執行部より、費用は20万円程度であります、県の補助が10万円あります。また、目的については、河川の水質をピーアールすることと、川で遊び、川に親しみを持ってもらうことであるとありました。 また、委員より、山間地域に住む高齢者の買い物の方法について、商工関係で対策があるのかとの質疑があり、執行部より、移動販売などいろいろな方法を、今年度、県商工会連合会が主体で実証実験をするとの回答があり、委員より、早急に対応するようにとの意見がありました。 また、委員より、中山間地域等直接支払制度について、対象地区の判定や手続きについて質疑があり、執行部より、航空写真を使い可否を判定しているが、不明なところは現地で計測をしているとの回答であります。委員より、申請地区の判定については善処すること、また、提出書類が多量で複雑な件については、申請者に対し、丁寧に説明をするようにとの指導をいたしました。 また、委員より、人・農地プランについて質疑があり、執行部より、本年度から実施する事業で、青年就農給付金対象見込み者は8人程度になるのではないかと回答がありました。委員より、従来の制度との整合性についても疑義があり、執行部より、制度上のことで理解を求める旨の説明がありました。 建設土地改良課長より、土地改良事業関係の進捗状況の説明があり、23年度に町内10万トン以上のため池の内、3か所のため池のハザードマップを作成したとのこと、また、今後は関係する周囲の10万トン以下のため池の簡易ハザードマップを作成し、町の防災マップと合わせて活用できるようにしたいとの報告がありました。 また、満濃池のハザードマップ作成については、関係市町と協議の結果、まんのう町が事業主体となり関係市町と調整しながら、今年度作成するとのこと。また、昨年発生の土地改良関係の災害復旧工事については、ほとんどの災害復旧工事が竣工しており、残る工事は数件であるとの報告がありました。
--	------------------------------	---

川原建設 経済常任 委員長	また、町内の主なため池の貯水状況及び農地・水・保全管理支払交付金の変更の報告や国営事業の進捗状況、県営中山間地域総合整備事業の実績、今年度からのほ場整備等の事業計画の報告がありました。 林務関係については、昨年の災害復旧工事は竣工しているとのこと。また、林道笠形線開設事業等の進捗状況の説明と、森林管理道琴南財田線が3月の降雨による、のり面崩壊により今年度の県営工事の着工ができないために単独県費補助により災害復旧工事を実施したいとのこと。また、予算については6月補正をお願いしたいとの報告がありました。 また、公共土木関係については、災害復旧事業、町道改良事業の進捗についての報告、また、今年度予定の災害復旧事業・町道改良事業、町づくり交付金事業などの報告と、下水道事業・農業集落排水事業については、各使用料の調停状況、接続件数の報告及び民間住宅耐震診断・耐震改修の実績について、診断2戸、改修2戸の報告と、町内で実施中の国営事業、県営事業の進捗状況の報告がありました。 委員より、下水道料金の賦課漏れについて、現状についての質問があり、執行部より、4月20日時点の状況として、580万円余りの使用料に対し479万円余りの請求をおこし、分割、一括納付を合わせて242万円余りの入金があったこと。また、対象68戸を訪問し、65戸と面会し、お詫びと説明を行い、面会のできなかった3戸に対しては、文書で通知をしたとのこと。また、納入者の内19戸が分納しており、今後も徴収に努めていく旨の説明がありました。 また、委員より、農地・水・保全管理支払交付金について、反当りの交付金が下がったことについての質疑があり、執行部より県の見解を確認する旨の回答がありました。 また、委員より満濃池のハザードマップ作成の経費の負担について質疑があり、執行部より関係市町の受益面積割で負担予定との説明がありました。 次に、水道課長より、町内の水源の状況報告、取水量確保のために照井地区の地権者と交渉を行っている旨の説明がありました。 以上、所管事務調査を行い、午後4時26分に委員会を閉会いたしました。 以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。
大岡議長	これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

日程第 7	大岡議長 大西豊総務 常任委員会	これをもって質疑を終了いたします。 日程第 7 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。 総務常任委員長 大西豊君。 総務常任委員会の委員長報告を行います。 去る 6 月 7 日、午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして、委員 6 名、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、所管課長全員出席により、総務常任委員会を開催いたしました。議題につきましては、所管事務調査、その他であります。 町長より挨拶の後、総務課長より、各小学校における交通安全教室の実施の状況、消防・防災に関する活動報告、油漏れによる緊急出動報告、2 月から 5 月末までの火災発生件数は 1 1 件、救急出動は 3 1 9 件、交通事故について物損事故数は増えたが、琴平警察署・交通指導員・交通安全母の会など、皆さんの活動および道路整備により、人身事故件数は 5 7 人と昨年の 7 4 人に較べて大幅に減少し、特に死亡者においては、昨年の 3 人から 0 人という状況である。今後もしっかり啓発活動を推進し、死亡事故 0 を続けていきたいとの報告がありました。 委員より、満濃地区、その他火災発生時における消防団の出動について、本来出動すべき分団が出てきてなかったことについての質問があり、執行部より、消防団員に周知が徹底していない可能性があり、また、その他火災でも大火になることが考えられるため、従来の出動体制についても再考する必要がある。今後、定期的に開催している消防団役員会・分団長会において、対策協議を行っていくとの回答がありました。 また、委員より、火災発生時に音声告知放送で周知した情報が誤報であった時に、訂正放送をしないのは、おかしいのではないかと質疑があり、執行部より、消防署に確認をとって、訂正放送するよう要請をするとの回答がありました。 また、委員より、消防メールの配信について、一般住民向けに配信できるように機器等の改善の要望があり、執行部より、現在の南部消防の指令機材では限界があり、コスト面、管理体制からも現段階では難しいのではないかと回答がありました。この問題に関して、委員より、実施している P F I 事業のメニューにある私書箱を利用した配信サービスを検討してはどうかとの意見がありました。 また、委員より、通学路の危険箇所について質疑があり、執行部より、1 6 か所の危険箇所の図面が提出され、委員より、一般に公表するよう要望があり、執行部より、公表について検討しますとの回答がありました。 また、委員より、行政の事務事業の適正化を図るために、外部機関による事務事業仕分け行っはどうかとの質疑があり、執行
--------------	------------------------------------	---

	大西豊総務 常任委員会	部より、町合併の効果はあと４年も経てば薄れるので、今のうちから何らかの手を打たなければ、人的・財政的に逼迫した状態になると認識はしているが、敬老会を例にあげ、既存事業を止める場合、地域住民の理解を得ながら行わなければならないため、大変な労力と時間が必要となるため、改革するためには議員の方の力添えをお願いしたいとの回答でありました。 次に、企画政策課長より、総合計画後期基本計画策定業務、定住自立圏形成について、国際交流協会事業、出資法人決算関係、自治会関係、交通網整備関係、情報基盤整備事業関係、人権推進関係、男女共同参画推進事業関係等について報告がありました。 委員より、定住自立圏形成推進会議のビジョン懇談会委員について質疑があり、執行部より、協定に基づく共生ビジョンでは２、市３町で１８から２０名の学識経験者や専門的な知識を持っている人が、それぞれの分野で選考されることとなるとの回答でありました。 また、委員より、共生ビジョン原案について議会の議決を要するものかとの質問があり、執行部より、協定の締結については議決を要するものですが、共生ビジョンの策定にあっては議決は要しないとなっています。また、協定にない事案が発生した場合は、国の要綱においても議会の議決が必要となっていますとの回答がありました。 また、委員より、ことなみ振興公社の代表理事について支配人になるべきではないかとの質疑があり、執行部より、一般財団に移行する際には実際に経営に携わる者が代表理事となることが適当であるとの回答がありました。 また、委員より、総合計画後期基本計画の審議会の委員構成について質疑があり、執行部より、条例改正案を提出し、有識者を選任する予定であるとの回答がありました。 また、委員より、グリーンパークまんのうについて、国営まんのう公園の管理を指定管理者に移行する動きがあるが、どのように考えているかとの質問があり、執行部より、引き続き管理業務を受託できるよう模索を繰り返してきたが、現段階では確実に管理業務を受託する見通しが立っておらず、経営面からも非常に厳しい状況に陥ることが予想されるとの回答がありました。 次に、税務課長より、地価下落等に伴い固定資産税の調定額が減額となったこと、子供手当で創設に伴う扶養控除等の廃止により、住民税の調定額が増額となったこと、国民健康保険税について情報センター側のプログラムミスにより、対象８０件、１３０万円余が誤課税となったことについて説明がありました。 次に、会計室長より、平成２３年度の仮決算は６月１１日の週にできる予定であるとの報告がありました。 次に、琴南支所長より、琴南地区連合自治会総会、各地区連合自治会総会、戦没者追悼式等行事開催の報告がありました。 次に、仲南支所長より、仲南地区遺族会総会、地区自治会長会、戦没者追悼式等行事開催の報告がありました。 以上、所管事務調査を行い、午前１１時５７分に委員会を閉会しました。
--	----------------	--

日程第 8	大西委員長 大岡議長	以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 日程第 8 政策充実特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。 政策充実特別委員会の委員長の報告を求めます。 政策特別委員会委員長 関洋三君。
	関政策充実 特別委員長	御報告申し上げます。 平成 24 年 5 月 7 日、月曜日、午前 9 時 30 分より、政策充実特別委員会を第 1 委員会室において公開で開催いたしました。委員 6 名全員及び議長出席のもと、政務調査費交付に関する条例について協議をいたしましたところ、議案として上程するには時期尚早との判断を全会一致で確認するに至り、午前 10 時 10 分、委員会を閉じました。
	大岡議長	以上で、委員長報告を終わります これをもって、政策充実特別委員会の委員長報告を終わります。
	本屋敷議員	ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。 5 番 本屋敷崇君。 改選がある前の政策充実特別委員会においては、政務調査費についてパブリックコメントを出し、その後検討するという話には進んでいたと思うんですが、それが時期尚早となったという、今お話ですけれども、その時期尚早となった理由が明確でないので、そのあたりだけ教えてください。
	大岡議長	6 番 関洋三君。
	関政策充実 特別委員長	時期尚早になった理由が明確でないという質問だと思いますけども、十分に新しく組織編成された委員会のメンバーで、皆さんの意見もとに今回の委員長報告を集約し、答弁さしてもらったわけでございます。 それぞれに委員の皆さんの意見が心変わりした人もおいでますし、全会一致という、素直に解釈、受け止めていただいたらいい

関政策充実 特別委員長 大岡議長 本屋敷議員		んでないかと思えますけども、詳しいことは、それぞれにまたこれ今後、また委員会がある時には、また傍聴にも来ていただき、そういう中で、受けとめていただけたら、ありがたいなと思っております。以上です。 5 番 本屋敷崇君。 方向性が変わっているわけですから、その方向性が変わった理由っていうのを示していただけないとですね、うちらとしても、全会一致ですからという話ではないと思うんですよ。 全員協議会においてもですね、そちらへ、方向性としては向かっていたものが止まっているということですから、そのあたりの明確な理由はですね、示していただかないとですね、ああ全会一致、はいそうですか、という話にはならんと思うんですよ。委員会主義とは言いましても、うちの委員会6人ですから、基本的には3分の1の定数しかないわけですよ。それを押し切るには、やはり理由というものが必要であろうと思いますので、理由の提示だけはよろしくお願いします。
大岡議長 関政策充実 特別委員長		6 番 関洋三君。 理由の提示ということですけども、一番の根拠は委員が変わったということ。編成が変わったということですから。それと理由については、それぞれにですな、委員の考えもありますので、もちろん質問があった以上、皆さんの意見もですな、もう一遍いろいろお尋ねもし、考えも聞いてですな、当然それをまとめてわかりやすく、丁寧に、また説明する機会を与えていただいたら、その時に十分御報告申し上げたいと思います。以上です。 (それで通してええものか。ううーん。ちょっとどうなん。議長。) 今は委員長報告に対する質疑となっております。 (議長の采配としてですよ。普通、今の分で言うたらですよ。委員会の中であった、こうこうこういう理由、こうこうこういう理由、こうこうこういう理由により時期尚早、ここがないんです。それを聞っきょんですよ。) 関委員長、詳しく説明答弁ができましたら、委員長の方でよろしくお願いします。
大岡議長 関政策充実 特別委員長 大岡議長		6 番 関洋三君。 (それがないと、うんと言えんのですよ。) 議長も同席されとったということでございますし、議長も同意いただいたというように解釈しますので、その点議長よろしくお願ひしたいと思います。以上です。 5 番 本屋敷君。 3回目の質疑を許します。

本屋敷議員	3回目の質疑云々でなくて、答えが返ってきてないから、3回目もくそもないんですけども。求めるとしてですよ、メンバーが変わった結果、そのメンバーによりですよ、今、政務調査費を受け取るのは、町民理解を得られないであろうというような意見が多数を占めましたので、今回は見送ることにしますっていう答えがくれば、別にええわけですよ。分かりますよね。言いよること分かりますよね。それ以外はないのに、全会一致で見送りますっていう話では、委員長報告でしょ。ちゃんと報告してくれんと、っていうだけの話です。
大岡議長 関政策充実 特別委員長	関委員長。 この件につきましては、全員協議会から発せられたもの協議の中から、委員会がそれ取り上げてやるということになりまして、そして5月の全員協議会つきましても、この議員から、全員協議会から出たからということで、私がひとつまた、たつてのお願いで報告さしてくださいということで、この件は全員協議会の5月の全員協議会におきまして、報告もさせていただきました。そういう経緯を踏んでおります。
大岡議長	それと、それだけの期間もありますので、今日この委員長報告が急きょ出たというわけではございませんので、その期間もありますので、十分その配慮ができたんでないかというように思います。質問に対して、私はとことんちょっとよくわかりませんが、以上でございます。 (ちょっと待ってよ。議長、ここはちゃんとさばいてくれんと、前には進めんですよ。これ公開でやっとなでしょ。ほんだら、全部出しなさいよっていう話になりまっせ。これ非公開ですか。さっき公開言いましたよね。理由はあるはずでしょう。それで理由が無いのに、理由示さんと全会一致で否決ですか。じゃあ、その理由だけでええんですよ。) 6番 関委員長。 特別委員会の中の、各議員さんの質疑と言いますか、その考えを少し述べていただいたらいいかなと思いますけど、関委員長、よろしくお願いします。 (今は無理やと言う人が多数やと。その無理と言う理由を言うてくれたらええんです。) 6番 関洋三君。
関政策充実 特別委員長	そしたら、お答えいたしますけども、委員長報告という受けとめ方が、私と今の質問者についての考え方が違うということでございます。議長もそういう、今示されましたけども、何と言いますか、委員会で決まった、決定したことを報告すべきものを、私は、その任務でしたわけございまして、それぞれに各委員の考えとか、気持ちとかはそれぞれありますし、また今も、今の時点でも、またそれぞれに、いろんな話を聞いて変わつとる面もあるかもわかりません。その当時を振り返って、その今5月7日です

	関政策充実 特別委員長 大岡議長 大岡議長	な、その当時の報告をしたままでありますので、今それぞれに委員の皆さんから、もう一度その話を求めて、返事をするということとは不可能でございます。また、5月7日の記録にとどめましても、事務局ではログされております。私もそれなりには記憶はしておりますけども、もう日にちも経っておりますし、そんなに全部が全部お話できる状況ではございません。皆さんが慎重に審議された中を、間違っ報告するわけにもまいりませんので、ここはひとつ場を変えてゆっくり説明できる時を、場所つくっていただき、わかりやすく丁寧にお答えしていきたいと思しますので、御了承願いたいと思します。以上です。 他に質疑はありませんか。 （議長。おかしいでしょう。） 2 番 田岡秀俊君。 （事務局長。） 2 番 田岡秀俊君。 （おかしいでしょう。） （そらいかん。） （議長） 3 回は終わりました。 （3 回の話で無いですがな。） （それはおかしいわ。） （委員長報告って何な。内容が・・・） 委員長は、特別委員会の中で全会一致で時期尚早ということで、また、次回の特別委員会で諮っていただきたいと思します。 （理由がないもんは、どうするんですよ。それ・・・） 委員長報告ですから、委員長が今答えました。 2 番 田岡秀俊君。 （ちょっと待って、待って。議運の委員長ええんな。議運の委員長、委員長報告で終わるんな。） （ちょっと待て。ほんだら言うとかわ。） （いかんやろ。） 1 0 番 藤田君。
--	--	--

	藤田議員	僕も委員長報告の質疑したかったんですけど、議運の委員長なんで、あんまりどうかなと思いつつ、しませんでした。 9時30分からですね、10時10分までのこの40分間の中でですね、こんなに大事な部分を本当に審議したのかという、この政策充実特別委員会の委員の人とですね、もう一遍、委員長の姿勢をちょっと問いたいという気がしました。 もう1点は、本屋敷議員が言ったみたいですね、パブリックコメントを取りながら、住民の了解を得てやろうというところまで、前回の委員会でしたんですね。ですからその部分を経過を経て、その分の議案を審議したのか、してないのか。そしてその中で、例えばこの40分の委員会で決定したんやったら、初めてもうこれはする必要はないという部分で、なんでやと。お金がいる、時期尚早やという部分あったと思うんです。そういった部分はですね、はっきり言うてくれたら、この時間、委員会の中ではそういったことが審議されなかったと、要は政務調査費を出す必要はないと言う議員が多かったと思うんですよね。それで、決まったと思うんです。そのことを委員長が言うたら、なんちゃでないことなんで、その分が決まった経過があったと思うんです。それを言うたらなんちゃでないと思うんで、それを言うてくれたらええんですよ。それだけの議論はしてないんでしょ。してないんやったら、してないでいいですから。それはそれで、その委員会の構成、それは仕方ないですから、多数決でこういうことに決まってですね、時期尚早になったいうんで、もう終わりなんです。そういったことだけ言うてください。以上です。
	大岡議長	暫時休憩といたします。 (休憩 午前10時43分) それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。 (再開 後前11時00分) 先ほどの本屋敷議員の質疑に対して、関委員長の答弁を求めます。 6番 関洋三君。
	関政策充実特別委員長	お答えいたします。これにつきましては、ただいまの貴重なログがですな、記録が見つかりましたので、それを参考にして、答弁させていただきます。これをお話すると間違いはないという答えでないかと思います。 要約してみますと、やはり今の時期では住民にとってまだ理解してもらえないのではないかというような意見が多かったということですが、個々にですな、2、3話もさしてもらいますと、委員からはもらう気はしないという方もおられましたし、第3の報酬とみなされるんじゃないかとか、そういうようなことがありました。そして、もっと十分な審議が必要でないかというようなこと。議論が十分必要でないかということ。それとまた、この財政厳しい中ですな、違った方向で見られてはという場合には、今の時期、適切ではないんでないかというようなこと。住民サイドの目で見ると、どうしてもまだよく慎重に考えてみないかんのではないかと、そういう意見が出ておりまして、そういう面で全員の方がですな、今、これを決めるのは非常に難しいんでな

日程第 9	関政策充実 特別委員長 大岡議長	いかというようなことで、時期尚早という言葉を使わしていただくということで、委員会としてまとめ上げたわけございまして、そういうことで、報告にかえさせていただきます。以上です。
		他に質疑はございませんか。
	田岡議員	2 番 田岡秀俊君。 政務調査費ですけれども、先般、先般と申しますか、3 月の定例議会におきまして、今年度の予算として、議会費の中で 1 9 2 万、政務調査費、これは全会一致で通しております。その扱いにつきまして、委員会の中で、どういうふうな話し合いがなされたか、ありましたら、お伺いしたいと思います。
	大岡議長 関政策充実 特別委員長	6 番 関洋三君。 当然、その予算化してるでないかという話は当然ありました。それにつきましては、一年間の中でですな、中止と決めたわけではありませぬので、また時期を見て、今年度内で考える時期があれば、またそれに合わせて考えてみようということでありまして、その予算化しとるということは皆さん重々承知の上、この結果になったということでございます。そういうことで、答弁に変えさせていただきます。以上です。
	大岡議長	他に質疑はございませんか。 (「なし」の声あり) これをもって、質疑を終了いたします。
		日程第 9 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。 中学校改築調査特別委員会の委員長の報告を求めます。 満濃中学校改築調査特別委員会委員長 合田正夫君。
	合田満濃 中学校改築 調査特別 委員長	それでは、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を行います。 去る 5 月 1 6 日、午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室において、委員全員出席し、町長、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、建設土地改良課長、満濃中学校改築対策室、議長同席のもと、公開にて、満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業の個別外部監査及び進捗状況について説明がありました。 満濃中学校改築対策室より、平成 2 3 年度に実施した個別外部監査で指摘を受けた事項について、総括マネジメント業務、設計建設業務、各システム業務、第三者への委託、周辺住民、環境への影響対策業務、民間事業者による任意提案事業及び任意提案業務について、執行側の課題とその解決策についての説明と、発注促進計画についての説明がありました。

合田満濃 中学校改築 調査特別 委員長	委員より、先の全員協議会で外部監査より個別外部監査報告を受けた時に、総括マネジメント業務内の17の各業務を特別目的会社まんでがんパートナーズが行うにあたり、中立的立場の者が客観的にその業務に携わることのできるような仕組みが必要であるとの指摘があったので、第三者を特別目的会社の構成委員に入れることはできないかとの質疑があり、執行部より、事業者の自主点検と町の点検結果をもとに、地域再生協議会にかける予定で、別に第三者委員会をつくることは考えていないが、受注者である特別目的会社まんでがんパートナーズと、発注者側考える第三者に対する認識にずれがあるのも事実であり、解消に向けて検討しているとの回答がありました。 委員より、地域再生協議会の開催状況や議題、出席者等について執行部に説明を求めたところ、全体評価会議は、今年の3月に行っており、各定例会議については、業務頻度に応じて設定し、すでに始めており、年間強化会議は、上半期、下半期に分けているとの説明を受けた後、地域再生協議会のメンバーで、マネジメントテクノロジーの専門であるまんのう町出身の、東京工業大学大学院の田邊教授に第三者の視点で見てもらうほか、地域再生協議会の業務は非常に多いので、それぞれの業務に、第三者に入ってもらい計画であるとの説明を受け、協議会の議事録等の資料を委員会に提出するとの回答を得ました。 委員より、本年度の個別外部監査の委託状況について、執行部に説明を求めたところ、秋口に外部監査委員の委託をする予定であるとの回答があり、委託時期が遅すぎるとの指摘をしました。 委員より地域活性化について質疑があり、執行部より具体例として体育館の運営業務や図書館の運営業務、民間事業者が提案する地域を良くするための提案事業があり、すでに提案時点で事業者が決まっているので運営に向けての協議を進めており、できるだけ早い段階で住民の人にお知らせをしていくことで調整をしているとの説明がありました。 委員より、発注促進計画について、受注者側より4億円分の事業を地元業者に下請けさせるとしていたが、現状では数社のみで金額も少額であるとの指摘に対し、執行部から受注者側に十分に念押しを行っており、今後、付帯工事である例えば解体工やグラウンド整備工などについて町内業者が入れるのではないかと考えているとの説明がありました。 委員より地元企業の積極的な活用について、事業提案書に記載されている町内建設業者以外の漏れている業者について確認を行っているのかとの質問に対し、執行部側からは把握はしていないとの回答がありました。また委員より、まんのう町建設業協同組合の一覧を提出するよう要望がありました。 委員より今回下請けに入っている4業者について、業者から大成建設に働きかけたのか、大成建設が商工会を通して見積りの提出依頼を行ったのかとの質問に対し、執行部から1つの業者については組合から話を受けて請負ったと聞いているが、他の3業者については把握していないとの回答がありました。
------------------------------	---

合田満濃 中学校改築 調査特別 委員長	委員より現在手元にある資料だけでは正確な判断ができないので、先ほど要求した資料の提出を求め、執行部から6月の定例会までには資料をそろえ、提出する旨の回答を得たので、それを待ってから再度協議をするということで、午前11時57分に閉会しました。 6月11日、午後1時30分より、第1委員会室において、委員全員出席し、町長、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、建設土地改良課長、満濃中学校改築対策室、議長同席のもと、公開にて、満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業の現場視察及び報告、その他について説明がありました。 最初に現地視察のため、満濃中学校敷地内に設置された現場事務所に移動し、作業所長より工事概要並びに工期日程等について説明を受けた後、基礎・地中梁・配筋工の施工している現場を視察しました。 その後、役場第1委員会室において、満濃中学校改築対策室より、5月16日に開催した満中特別委員会で提出を求めた発注促進計画について説明があり、町内業者では、準備工事の一部を清田建設、仮設給排水工事をつじむら住設株式会社、仮設電気工事を辻村電業株式会社、型枠工事を有限会社古市工務店に発注を予定していること、他に業務枠として、鉄骨製作関係、板金・金物関係、木造・造作関係、外構関係、排水施設関係、造園関係など総額4億5千万円分を、町内業者に発注する予定であるが、現段階以降において具体的な作業内容、作業量に基づいた見積りを町内業者から徴収して契約を実行するため、また、解体工事、測量費、リース料等を含んでないため、確定した金額ではないとの報告がありました。 また、個別外部監査報告に関する町の対応について、監査報告を受け、課題が見えてきたので、総括マネジメント業務の個々の問題点をモニタリングし、評価していくために必要な指標や手順・仕組みをSPCと合意の上で新たに構築している段階であり、それによって解決していきたいと考えているとの説明がありました。 委員より、個別外部監査を地域再生協議会が行う業務の一環として行えないかとの質疑があり、執行部より、第三者の視点ということで、個別外部監査という仕組みをとっているため、地域再生協議会の中の業務に個別外部監査を含める考えはありませんが、監査報告の内容については地域再生協議会に反映し検討していくこととなりますが、町とSPCとの合意事項が基本となっているため、監査報告にある指摘事項についても、双方の協議に基づき決定していくこととなりますとの回答がありました。 また、委員より、総括マネジメント業務について、どの部分が悪かったと思うのかとの質疑があり、執行部より、マネジメント業務の評価基準を明確化してなかったのが、今回、改善策として、SPC側よりセルフモニタリングの結果報告があるので、その結果をもとに、マネジメント業務の全17業務ごとに設定した仕様に照らし採点を行い、その点数に基づき減額を含む協議をしていきたいと考えているとの回答がありました。
------------------------------	---

	合田満濃 中学校改築 調査特別 委員長	また、委員より、コンプライアンス問題として、契約の適正化を図るために、S P C側が、下請け業者・孫請け業者の経営実態等を把握した上で業者選定を行っているのかを、作業所長に質問をしているので、所長から報告があれば報告をしてほしいとの要望があり、執行部より、報告があり次第、報告をしますとの回答がありました。 また、委員より、発注促進計画の中で、町内業者に割り当てをするにあたり、業務によっては事前に準備が必要なものもあり、具体的にはどういった方法ですすめていくのかとの質疑があり、執行部より、今後、業者から見積りをとって契約をして、町に報告があることになっている。また、規模的に町内業者では請負が難しい業務もあると思われるので、その場合は、解体工事等、次の工事で約束の4億円分の仕事を確保したいとの報告がありました。 次に、満濃中学校改築対策室より、満濃中学校改築関連周辺整備工事費の補正予算計上について、雨水排水路の計画変更に伴う2,600万円の増額と、水門の改修に伴う300万円の増額が必要となったので、6月補正をする予定であるとの報告がありました。 委員より、計画段階で分からなかったのかとの質疑があり、執行部より、測量を行った結果、当初想定していたよりも、矢板の設置が必要になった等、事業費が増えたものですとの回答がありました。 また、委員より、子供たちの安全対策として、工事現場で子供が事故に遭わないように注意をしてもらいたいとの意見があり、執行部より、関係機関と十分連絡をとり、そういうことのないよう注意しますとの回答がありました。 以上、委員会として、引き続き、調査研究をしていくということで、午後3時54分に閉会しました。 以上で、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。以上です。
	大岡議長	これをもって、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。 5番 本屋敷崇君。
	本屋敷議員	4点ほど質問させていただきますが、委員会内でそういった質問を受けたとかですね、執行部の方から資料いただいたかどうか。いただければ結構ですので、お願いします。 まず1点目、4億5,000万円分の工事が適正価格であるかどうかをどのように調べるのかというような説明受けたのか。 第2点目、統括マネジメント業務の適正化を進めるためのS L A、K P Iの昨年9月から今年3月までの報告書はいただいたのか。 3点目、5月16日に示された外部監査報告を受けての町の対応を示す資料を、6月11日にその後の対応策として、資料を提

本屋敷議員	出されたのか。
大岡議長	4点目、周辺整備の専用排水路の予算が5割増しとなっていますが、その明確な説明資料、この4点を、資料としていただいたのか。さらには質疑ですね、したのかどうか。 その4点だけお願いします。
	5番 本屋敷議員。
	4点でありますので、もう一度繰り返し、委員長に質問をお願いできたらと思います。 (ちょっと、ゆっくり言うてくれ。)
本屋敷議員	もらっているかどうかですからね。
大岡議長 合田満濃 中学校改築 調査特別 委員長	まずは、4億5,000万円分のね、工事が適正価格であるかどうかをどのように調べるのか。これが1点目。
	2点目、統括マネジメント業務の適正化を進めるため、SLA、KPIをしようと思うんですが、昨年9月から今年3月までの報告いただいたのか。
	3点目、5月16日に示された8つのですね、外部監査報告を受けての町の対応。その6月11日にですね、それを経過報告として同じような資料、それからどのように経過したのかという資料をいただいたのかどうか。
	4点目、周辺整備ですね、専用排水路の予算が5割増となっていますが、それと根拠となる明確な資料をいただいたのかどうか。いただいてなければ結構です。
	3番 合田正夫君。
大岡議長	1番目の4億5,000万円のだいたいの業者の金額が出てきとるが、出てきとる資料だけもろただけで、何にも、まだ分からないという、1点。
	2点目、何やったんかいの。
	(統括マネジメント業務の適正化を進めるため、SLA、KPIの昨年9月から今年3月までの報告書。) それはもらっとらんと思うが。もろてないと思います。
大岡議長	3番目もなし、4番目は説明を受けただけで、6月補正に組むというだけのあれで、説明だけです。以上です。
	他に質疑はありませんか。
	(「なし」の声あり。) 質疑なしと認めます。

日程第 10	大岡議長 栗田町長 大岡議長 本屋敷議員	これをもって質疑を終了いたします。 日程第 10 議案第 1 号 まんのう町防災会議条例の一部改正についての件を議題といたします。 提出から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第 1 号 まんのう町防災会議条例の一部改正についてを御説明申し上げます。 国の中央防災会議が作成する防災基本計画において、防災に関する政策、方針、決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があると示されており、地域の防災会議に女性委員を積極的に登用し、これまで反映が不十分であった女性の視点を取り入れることとの配慮が盛り込まれました。 これまでのまんのう町防災会議の委員は、まんのう町防災会議条例第 3 条第 1 項第 1 号から第 7 号に掲げるように、関係機関の職員のうち、町長が任命する者及び指名する者とされていました。 このため、町長が任命する機関の職員及び指名する職員または機関の長に女性がいない場合、まんのう町の防災会議委員に女性が登用されることもありませんでした。 このことから、新たに、本町の地域防災計画策定において、まんのう町防災会議の委員について、女性の登用が積極的に行われるよう、また、広く委員を選任できるよう、まんのう町防災会議条例の一部を改正するものであります。 御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 5 番 本屋敷崇君。 今の町長の報告からいけばですね、上位法に基づいて女性の登用を進めるために（８）を入れるということですけども、その提案理由からいけばですね、女性の登用を推進していくものであればですね、女性という言葉がね、確実に入るものである方が望ましいんだと思うんですよね。なら、これでいけばですね、別に選ばんでええわけです。分かります。 それを、上位法をね、改正理由とする上位法を基とするのであれば、そういった、確実に女性がね、防災会議に入れるような条例改正にすべきではないかと思うんですけれども、それに足してですね、（９）として、前各号に掲げるものにほか、町長が特に必要と認める者とすべきではないかと思うんですが、そのへんいかがお考えですか。
---------------	--	---

	大岡議長 齋部総務 課 長 大岡議長	総務課長 齋部正典君。 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。 確かに、女性という文言をそこに入れるということも考えたわけですが、男女共同参画の概念もあります、男性、女性という表現は、この際省かさせていただきまして、その部分を包含したですね、表現とさせていただきました。 そして、その中にですね、今町長言いましたように広く委員を選任できるということもですね、含めまして、今条例をお持ちでございますから、1 から 7 までの間はですね、それぞれの指定された期間等に限定、実はされてございます。ということでですね、このところから男性も女性もですね、それにふさわしい方を選んでいこうということでの条例の提案でございます。よろしくお願い申し上げます。 他に質疑はございませんか。 （「なし」の声あり） これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第 1 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって議案第 1 号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 1 号 まんのう町防災会議条例の一部改正についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
--	--	---

日程第 11	大岡議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 1 議案第 2 号 まんのう町個人情報保護条例の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 栗田町長 ただいま上程されました議案第 2 号 まんのう町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。 今回の改正は、民法等の一部を改正する、民法等の一部を改正する法律の公布及び施行によるものであります。児童虐待の防止を図り、児童の権利権益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人または複数の未成年後見人を選任することができるようにする等の措置を講ずるため、民法家事審判法、戸籍法及び児童福祉法の改正を行う法律案が提出され、第 1 7 7 回国会で可決されました。なお、平成 2 3 年 6 月 3 日に交付、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行されております。 この法律の公布施行により、法人が未成年者の、未成年後見人になることが可能となり、まんのう町個人情報保護条例の中の未成年者による申請手続の規定の中に、法人が申請を行う場合の規定を新たに加える改正を行います。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。 大岡議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第 2 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって議案第 2 号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。
---------------	-------------	---

日程第 12	大岡議長	これより討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 2 号 まんのう町個人情報保護条例の一部改正についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第 1 2 議案第 3 号 まんのう町税条例の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただいま上程されました議案第 3 号のまんのう町税条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。 この改正は、地方税法等の一部を改正する法律、平成 2 4 年法律第 1 7 号等が本年 3 月 3 1 日に交付されたことと等に伴い、町税条例を改正するものでございます。改正内容の詳細につきましては、税務課長より説明させますので、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。
	大岡議長	税務課長 田岡一道君。
	田岡税務課長	それでは、議案第 3 号のまんのう町税条例の一部改正につきまして、その主な改正内容を説明させていただきます。 まず税条例第 3 6 条の 2 町民税の申告につきましては、地方税法第 3 1 7 条の 2 市町村民税の申告等において、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったものが、寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることに伴う改正であり、年金所得しか有していないものについては、町民税の申告を要する控除の中から、寡婦控除の申告を不要としたものでございます。施行日は、平成 2 6 年 1 月 1 日からとなります。 次に、税条例第 9 5 条 たばこ税の税率につきましては、地方税法第 7 4 条の 5 及び同法第 4 6 8 条 たばこ税の税率において、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う、都道府県と市町村の増減収を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村

田岡税務課 長	たばこ税に移譲することに伴う改正であり、町たばこ税の税率を1,000本につき、現行4,618円から、5,262円へと引き上げたものでございます。施行日は、平成25年4月1日からとなります。 次に、税条例附則第9条 町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等につきましては、地方税法附則第7条 道府県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割の額の特例等において、貸借取得に係る個人住民税の10%税額控除を廃止することに伴い、この税条例附則第9条を削除したものでございます。施行日は、平成25年1月1日からとなります。 次に、税条例附則第16条の2 たばこ税の税率の特例につきましては、地方税法附則第12条の2 道府県たばこ税の税率の特例及び同法附則第30条の2 市町村たばこ税の税率の特例において、旧3級品のたばこについて、先ほどたばこ税の税率において説明申し上げました改正理由と同様、法人実効税率の引き下げに伴い、道府県と市町村の増減収を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲することに伴う改正であり、旧3級品にかかる町たばこ税の税率を1,000本につき現行2,190円から2,495円へと引き上げたものでございます。施行日は、平成25年4月1日からとなります。 次に、税条例附則第22条 東日本大震災に係る雑損控除額等の特例につきましては、地方税法附則第42条第3項 東日本大震災に係る雑損控除額等の特例において、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例規定について、災害関連支出については、平成23年度の3年度分の確定申告書等の提出の日の前日までに支出したものに限るものとするに伴う改正であり、税条例において、東日本大震災に係る災害関連支出についての期間を限定したものでございます。施行日は公布の日からとなります。 次に、税条例附則第24条 個人の町民税の税率の特例等につきましては、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律において、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち、全国的にかつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時的措置として、個人住民税の均等割の標準税率の引き上げに伴う改正であり、平成26年度から平成35年度までの個人町民税に限り、均等割の税率3,000円に500円を加算し、3,500円とするものでございます。施行日は、公布の日からとなります。
大岡議長	以上が、税条例の主な改正内容でございます。御審議の上、御承認賜りますようお願いをいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 2番 田岡秀俊君。

田岡議員	はい、2点ほどお伺いしたいと思います。 ただいまの説明の中で、たばこ税に関してですけれども、県税と市町村税の税率の見直しで、県税の方から、市町村税の方へ移管、委譲と言いますか、あるということで、この1,000本につき4,618円から、町税のが5,262円、この差額の1,000本当たり644円、増収になる見込みで、その見込み額がどの程度あるのか。 それからもう一つ、26年度から期間限定で平成35年度まで、町民税の均等割の税率を500円加算すると、3,000を3,500円にという説明でありましたけれども、それによって、どの程度税収アップを見込んでいるのか。その2点をちょっとお伺いしたいと思います。
大岡議長 田岡税務課長	税務課長 田岡一道君。 ただいまの田岡議員さんの質問にお答えをいたします。 まず、たばこ税の見込み額でございますが、現在というか平成23年度の実績で申し上げますと、旧3級品以外、本数で2,347万7,820本と。また、旧3級品につきましては、113万4,000本ということでございます。これを、単純に計算をいたしますと、増額が1,546万円余になります。 ただ、喫煙者が毎年減少傾向にございますので、今のは理論計算上でございますので、これよりも税収としては少ない金額になるであろうと予測をいたしているところでございます。 また、均等割の税収アップ額という御質問でございましたが、均等割につきましては、現在納税義務者数約9,000人というような形でございます。これに単純に500円掛合わせますと、450万という数字が出てまいります。以上でございます。
大岡議長 田岡議員	2番、田岡秀俊君。 はい、分かりました。今の2点については、回答いただきました。 それとですね、今の町民税の均等割の500円アップの件ですけれども、これが上位法の改正、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置としてということですので、そのあたりが、町民税ですから一般財源、確実に確保されるのかどうか。東日本大震災以来、そういう意識は各地、地方で高まっておるわけですが、そのあたりどういうお考えでしょうか。
大岡議長 齋部総務課長	総務課長 齋部正典君。 田岡議員さんの再質問にお答えをいたします。 今回の税制の改正の中で、加算額という特例でございます。今回の東日本の災害に応じてですね、税収が至るところで落ちて

齋部総務課 長		とか、いろいろございます。そういうものに合わせまして、今回ここで税率を上げさしていただいて、その分をですね、形はどういう形で、私どもの方にこれが入ってくるのか、どの程度の、先ほど言われたのでは450万程度という話ですが、そういうものを予算上ですね、組んで、組まさせていただきます、今後の防災、まんのう町の防災意識の高揚に使わしていただきたいというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。
大岡議長 本屋敷議員		5番 本屋敷崇君。 田岡さんの質問の中にあるんですけど、かなりこれ目的税に近いとり方をする税率なんですよ。東日本大震災から復興に関し、公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律で、これ町税でなんですよ。町税ということは450万すべてが町に入ってくるということで、ええのかどうか。 さらに、当然ですね、計画があって、計画がある、ないしは国の方から、それに係る予算を減らされるから地方で何とかしなさいよというふうに作ったものなのか。上げることはできますよというものなのか、上げなくてもええのか。今の財源でいけるのであれば、別に上げる必要性はない。これ、かなり特例に近い上げ方ですから。その辺のね、判断が今ひとつつきづらい。この分、国庫減らしますよっていうのはね、それやったら分かるんですよ。東北の方に国の費用を出さなければいけません。だから、この算定当たり450万円分は地方交付税交付金から減らさせていただきますよ。ですから、自分のところで確保してくださいねって、いうんなら分かるんですけども、今ひとつですね、この税率を上げるための意図が見えない。 それはどのように把握した上で、議案として上げてきとるのか、そのあたり聞かしていただけますか。
大岡議長 田岡税務課 長		税務課長 田岡一道君。 ただいまの本屋敷議員さんの質問にお答えできるかどうか分かりませんが、これにつきましては、東日本大震災復興基本法、この基本理念、第2条に沿ってという形で、この500円のアップということになっております。その中でですね、この東日本大震災復興基本法の目的というのが第1条に示されておまして、この理念自体はですね、結構こう長いのです、ちょっと目的だけ、朗読させていただきます。 この法律は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において我が国にとって未曾有の国難であることに鑑み、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、並びに現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めること等により、東日

田岡税務課 長	本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とするというふうに定められておりまして、この基本理念第2条の中にですね、第2条の5に、次に掲げる施策が推進されるべきことということで、まず、地震その他の天災地変による災害の防止の効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるための施策、次、被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策、次に、地域の特色ある文化を振興し、地域社会の絆の維持及び強化を図り、並びに共生社会の実現に資するための施策というふうになっております。 これについてですね、税法的に上位法が改正になり、地方が必ずこの500円アップを行わないといけないのかという質問ございましたが、これについて、香川県下で全ての市町が500円のアップについて行うということで、既に、3月議会において、可決している市町もあるというように私存じております。以上です。
大岡議長 齋部総務課 長	総務課長 齋部正典君。 本屋敷議員さんの再質問にお答えします。 ここでこの特例措置が講じられたことによって、交付税に影響があるのかなという話でございますが、通常、普通財政基準額というのがございまして、そこにはこういう町税はですね、参入されることになるわけでございますが、それをもとにして、国の方がどういう形で交付税の措置をですね、されるのかというのは、今後ちょっと、国なりまた県の方との御意見といえますか、方向性を確認させていただいて、そういう中で、防災に対しての予算措置を講じていきたいというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。
大岡議長 本屋敷議員	5番 本屋敷崇君。 当然ですね、先ほど言ったようにですね、国庫の方をですね、東北の方に振り分けると。振り分けるから他市町村分の部分は減りますよと、その分の補填のために、これを特例として認めてもかまいませんよというのは、話はわかるんですけども、その地方交付税の措置もまだ決まってないと。450万円分減額になりますよっていうのであれば、自分とこの財源確保のために450万上げないかと。特例があるから、特例としてできると言うなら分かるんです。たってきにね、ここで可決せないかんべきものなのか。そこのあたりのね、背景が全然わかってないものに対して上げると。税收確保というのは大事なものですけれども、現在においてですね、税金がね、どんどんどんどん上がっていくと。消費税も上がっていく、また、僕自身で言えば控除がなくなって、町民税今年がとと上がって、びっくりしておるんですけど、そんなね、状態でまた上がると。住民生活すごい苦しくなんですよ。そのあたりはちゃんと計算しました。 国の方が言いよるから、ちょっと上げるかという話でないかなと。そらしょうがないですよ、地方交付税下げるけん、自分ら

	本屋敷議員	でなんとかせえよと、その分の手当としてこれはやるよという話なら分かるん。その背景がしっかりしてない部分でね、上げるべきもの。それにこれ、26年1月1日からですよ。もう少し、その背景が分かっている方がいいんじゃないんですか。それに、今、議会としても、その背景が分からんものを即決として可決すべきものかどうかは、私には理解ができませんが、どうでしょう。
	大岡議長 齋部総務課長	総務課長 齋部正典君。 本屋敷議員さんの再質問でございます。 確かに税の確保は大変大切だと思いますが、今言われましたようにですね、その背景にあるのが十分に明白でないと。私どもの方でもですね、今、交付税の算定の仕方というのがですね、もし漏れとった場合は困りますので、表現といたしましてですが、このあたり十分調べさせていただくことにはなります。
	大岡議長	東日本の関係で税が国の税として、交付税措置がですね、少なくなるんじゃないかと、私どもの方の想定ではですね、考えておりまして、その分を補う特例として、今回の法律があると思っておりますが、これはそう私どもが思っているだけです。国がなおプラスとしてですね、この厳しい時代と言いますか、防災にですね、余分に地方にやりなさいということで上乗せになるのかどうかというのは、研究させていただいて、また御返事をさせていただくということで、よろしくお願い申し上げます。
		他に質疑はございませんか。 （「なし」の声あり） これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。 これに御異議ありませんか。 5番 本屋敷崇君。
	本屋敷議員	今現在、執行部の方からもまだ確認せないかん事項があるという中でですね、ちょっと即決するには難しいんじゃないかと。その確認事項の資料がそろってからでないと、ちょっと僕、議決はできませんけれども、とりあえず総務委員会に付託させていただいて、その資料が出てきた上で、その分を修正なり、可決なりといった方が、現時点では、とても妥当だと思うんですが、それをお願いしていただかんと、反対になるかな。反対するものでもないですし、ちょっと、ちょっと無理を。
	大岡議長	異議がありましたので、これより委員会付託省略の件を起立により採決いたします。

日程第 13	大岡議長	議案第 3 号について、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。 (賛成者起立) 起立少数であります。 よって、議案第 3 号は委員会の付託を省略することは否決されました。 したがって、議案第 3 号は総務常任委員会に付託いたします。 ここで、議場の時計で 1 3 時 0 0 分まで休憩いたします。 (休憩 午前 1 1 時 5 4 分) (白川年男議員退席 午前 1 1 時 5 4 分)
		それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。 (再開 午後 1 3 時 0 0 分) 日程第 1 3 議案第 4 号 まんのう町印鑑条例の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただいま上程いたしました議案第 4 号 まんのう町印鑑条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。 この改正は、住民基本台帳法の一部を改正する法律が、本年 7 月 9 日に施行開始されること、及び外国人登録法の同日廃止に伴い、町印鑑条例を改正するものでございます。 なお、改正内容の詳細につきましては、住民生活課長から説明させていただきますので、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。
	大岡議長 森末住民 生活課長	住民生活課長 森末史博君。 議案第 4 号のまんのう町印鑑条例の一部改正につきまして、内容を御説明させていただきます。 平成 2 1 年第 1 7 1 回国会におきまして、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が成立いたしました。この法律の施行される平成 2 4 年 7 月 9 日、外国人登録法が廃止されることとなります。この日以降、在留外国人には、従来市町村が交付しておりました外国人登録証明書にかわりまして、法務大臣から在留カードが交付されることとなります。 また、7 月 9 日には外国人登録法の廃止により、外国人登録原票は廃止されることとなり、代わりに住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されることにより、外国人住民についても住民票が作成されるようになります。

日程第 17	大岡議長 栗田町長 大岡議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 17 議案第 8 号 まんのう町総合計画審議会条例の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただいま上程されましたまんのう町総合計画審議会条例の一部改正につきましては、本年度で計画期間が終了するまんのう町総合計画前期基本計画に続く、後期基本計画の策定に当たり、審議会委員の任命に関する規定の一部を改正するものでございます。 条例第 3 条第 2 項第 1 号に規定いたしております町議会の議員 5 人とするものを削除し、同条第 1 号の委員 20 人以内とするもの 15 人以内に改めるものでございます。 本件につきましては、まんのう町議会基本条例が昨年 3 月に制定され、同条例第 9 条に総合計画の策定及び変更に関する事項が議決事項となったことから、町議会の協議により、今回の改正に至ったものでございます。 御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容説明を終わります。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第 8 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議案第 8 号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより討論に入ります。
---------------	-------------------------------------	--

	大岡議長	ただいま議題となっております議案第 9 号は、総務常任委員会に付託いたします。 以上で、本日の日程は全部終了しました。 なお、次回会議の再開は 6 月 2 1 日、午前 9 時 3 0 分といたしたいと思います。 本議場に御参集願います。 本日はこれで散会いたします。
	散 会	散 会 午後 1 時 2 1 分

		地方自治法第123条第2項の規定により署名する。
--	--	---------------------------------

平成24年6月20日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--